

●小児用弱視等の治療用眼鏡について

【支給対象】 9歳未満の小児（医師の作成指示日時点）

【支給上限額】 令和6年4月1日以降指示分

未就学児 $38,200 \text{ 円} \times 1.06 \times 0.8 = 32,393 \text{ 円}$

就学児 $38,200 \text{ 円} \times 1.06 \times 0.7 = 28,344 \text{ 円}$

【再支給要件】 5歳未満の場合（医師の作成指示日時点）は装着期間が1年以上

5歳以上の場合（医師の作成指示日時点）は装着期間が2年以上

※装着期間については、前回購入日（領収日）の翌日から起算して
今回購入日（領収日）の前日までの期間で計算する。

（例）前回購入日が令和5年7月1日の場合

5歳未満 … 令和6年7月2日

5歳以上 … 令和7年7月2日 以降の購入日であれば支給可

●四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等について

【支給対象】 着圧 30 mm hg 以上の弾性着衣（弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ）

※医師の判断により特別な指示がある場合（弾性着衣等装着指示書の特記事項欄に
明記されていること。）は 30 mm hg 以下（20 mm hg 以上）でも可。

※医師の判断により弾性着衣を使用できない等の指示がある場合に限り、弾性包帯
でも支給可。

【支給上限数】 1回の請求につき、洗い替えとして部位毎に2着まで

【支給上限額】 自己負担割合が3割の場合、1着あたり

（自己負担割合が2割の場合は $\times 0.8$ で計算）

弾性ストッキング $28,000 \text{ 円} \times 0.7 = 19,600 \text{ 円}$ （片足用の場合は25,000円で計算）

弾性スリーブ $16,000 \text{ 円} \times 0.7 = 11,200 \text{ 円}$

弾性グローブ $15,000 \text{ 円} \times 0.7 = 10,500 \text{ 円}$

弾性包帯 上肢 $7,000 \text{ 円} \times 0.7 = 4,900 \text{ 円}$

下肢 $14,000 \text{ 円} \times 0.7 = 9,800 \text{ 円}$

【再支給要件】 前回購入後の6か月経過後

※前回購入日（領収日）の翌日から起算して今回購入日（領収日）の前日までの期
間で計算する。

（例）前回購入日が令和5年4月1日の場合

令和5年10月2日 以降の購入日であれば支給可